

日 時 平成30年9月6日(木)

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

平成30年度 第二回東京都公園審議会

会議録

○園尾管理課長 ただいまより平成30年度第二回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、本日もご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます建設局公園緑地部管理課長の園尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会は「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第3に基づきまして、会議を公開で行うことといたしております。

傍聴者の入室を認めておりますので、あらかじめご了承ください。

では、傍聴者の入室の案内をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○園尾管理課長 また、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第8によりまして、報道関係者の取材をお受けしております。審議が始まる前まで、撮影及び録音を認めますので、ご了承下さい。

それでは、座って進めさせていただきます。

まず、皆様のお手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

ダブルクリップ止めで一束、A4の紙が用意してございます。お手元の資料は、順番に一番上のページから、まず最初に議事次第。1枚おめくりいただきまして、座席表。その次が委員の皆様の名簿でございます。その次のページが幹事の皆様の名簿でございます。そして、その後が当審議会の根拠となります、先ほどもご紹介しました「要綱」と「条例」をおつけさせていただいております。

ご確認をお願いいたします。足りない資料等がございましたらお知らせ下さい。

よろしいでしょうか。

また、ご発言いただく際は、手を挙げていただき、皆様の前にございますマイクの真ん中のところに人の絵文字がついているボタンがあると思いますが、そちらを押していただいておりますようにお願いいたします。また、ご発言が終わられましたら、再度ボタンを押していただくようよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、東京都建設局次長、片山謙よりご挨拶申し上げます。

○片山建設局次長 東京都建設局次長の片山でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、第二回の公園審議会にご出席を賜りまして、まことにあ

りがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政について、ご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は、前回諮問をさせていただきました都立明治公園の整備計画、これについてのご審議のほか、都立代々木公園の整備計画について、諮問をさせていただきます。また、会議終了後には、両公園の計画地をご視察いただくというような予定もしてございます。両公園ともご案内のとおり、都心に立地をしている公園でございます。非常に周辺地域もまちづくりの活動が盛んな地域でございます。都民の多様なライフスタイルですとか価値観に対応した、これまでにない質の高い公園づくり、そういうのを提供したいと、していきたいと考えてございます。委員の皆様におかれましては、活発なご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、報告事項といたしまして、都立木場公園におきまして、飲食店を設置する民間事業者の募集を8月より開始したことについて、ご報告をさせていただきます。これまで以上に民間事業者の自由で柔軟な発想力、企画力を公園運営に生かすことができるように、飲食店だけでなく、その周辺の区域、エリアについてもさまざまな提案を募るといことといたしました。今後も、さまざまな工夫を凝らして、都立公園の魅力の向上、価値の向上に努めてまいります。

今後とも、東京都の公園緑地行政につきまして、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○園尾管理課長 審議に入ります前に、委員のご紹介を申し上げます。

前回の審議会におきまして、今期の委員につきましては既にご紹介させていただいてるところでございますが、今回より初めてご出席いただく委員につきまして、ご紹介させていただきます。

財務省関東財務局東京財務事務所長、加藤博紀委員でございます。7月1日付人事異動がございまして、新たに委員に就任されました。本日は、ご欠席でございます。代理で、糸井淳統括国有財産管理官にご出席いただいております。

○糸井統括国有財産管理官 糸井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○園尾管理課長 続きまして、国土交通省都市局公園緑地・景観課長、古澤達也委員でございます。7月31日付人事異動がございまして、新たに委員に就任いただきました。本日は、ご欠席でございます。本日は、代理で野村亘公園利用推進官にご出席いただいております。

ります。

○野村公園利用推進官 野村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○園尾管理課長 今回は、現在、ご出席いただいております委員で審議に入らせていただきます。

公園審議会幹事につきましては、お手元の東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

これより、本日の審議に入らせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、これより議事に入りますので、報道関係の皆様におかれましては、撮影・録音はなさらないようお願いいたします。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。審議の進行につきましては、高梨会長、よろしくお願ひいたします。

○高梨会長 皆さん、こんにちは。今日の審議会、何とぞ審議の円滑な進行にご協力のほど、お願ひいたします。

それでは、早速でございますが、お手元の次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

本日は、二つほどの議案と報告事項1件でございます。まず、議案の第1号につきましては、東京都知事から当審議会へ諮問が今回ございました。第2号議案につきましては、前回諮問がございまして、いろいろご審議いただきましたが、引き続きご審議をいただくものでございます。

それでは、まず初めに、東京都知事から当審議会への諮問がございます、第1号議案、「都立代々木公園の整備計画について」審議を行います。

それでは、事務局よりご説明をお願ひいたします。

○根来計画課長 恐れ入ります。公園緑地部の計画課長、根来と申します。

第1号議案、都立代々木公園の整備計画について、ご説明をさせていただきます。

まず、諮問文でございます。代々木公園の整備計画について、今回、諮問をさせていただきます。

答申までのスケジュールでございます。本日、9月6日は現場視察もでございます。これに先立ちまして、計画対象地の周辺、それから敷地について、現状をご説明するとともに、今後、整備計画の検討に当たっての課題ですとか視点というのをお示しさせていただきます。

す。現場視察の際の参考にしていただければと思います。

具体的な整備計画の審議につきましては、11月に予定してございます次回の審議会で、私ども事務局の案をお示しさせていただき、委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えてございます。その後、1月に当審議会におきまして、中間の取りまとめをお願いし、パブリックコメントを実施した後、来年5月に答申をお願いしたいと考えてございます。なお、11月以降の予定につきましては、前回、審議会で諮問させていただきました明治公園の整備計画と同じスケジュールと考えてございます。

続きまして、代々木公園の概要でございます。都市計画は、概要をここにお示しさせていただいてございますけれども、都市計画については、戦災復興緑地というのが前身になってございまして、昭和32年12月に代々木公園ということで都市計画決定がされてございます。その後、幾度か変更を経て、昭和51年の変更があつて、現在の65.8ヘクタールという形になってございます。

次の図面をご覧くださいければと思います。その都市計画の区域は、この中で赤い線にくっっている部分でございまして、先ほど申し上げた65.8ヘクタールということになります。今回、審議をお願いさせていただくのは、右下のところですね、赤く示してございます整備計画審議区域というところでございます。緑色で塗っておところが現在、都立公園ということで、皆様に都立公園などとして皆様にご利用いただいているところでございます。白く抜けているところが国立の代々木競技場ということになります。

代々木公園は、ご承知かもしれませんが、この図面で申し上げますと、A地区と表示をしておりますところ、それから、道路を挟みまして、B地区と表示をしているところが都立公園ということで、昭和42年に開園をいたしまして、現在、54ヘクタールの都立公園となっております。北側A地区は、広場と森林で構成をされてございまして、南側、B地区については、陸上競技場やサーカー・ラグビー場、あと野外ステージなど、そういった施設が中心の公園となっております。それから、この道路、補助53号線になるんですが、この道路の西側の区域につきましては、区立公園ということになってございまして、北側はプレーパークなどが実施をされている公園になってございます。

今回、国立代々木競技場につきましては、オリンピック大会のときに、ハンドボール会場として使用されることとなっております。

続きまして、計画対象地の周辺の状況でございます。計画対象地は、ここの少しわかりにくいですが、赤く示したところが対象地になってございます。北側、原宿駅がございま

して、南側には渋谷駅があって、その間の中間のところ、山手線に沿って位置をしております。対象地の南側は、渋谷駅を中心として、この中では赤、緑、両方の線で示しておりますが、特定都市再生緊急整備地域ということで、都市の国際競争力の強化を図る上で、特に有効な地域と指定をされております。これらの区域を含めて、周辺では、再開発事業ですとか、民間のさまざまな開発なども活発に行われているというところでございます。

続きまして、周辺の緑の関係をお示しさせていただいております。代々木公園がございますのと、あとは、その北側にご承知かと思いますが、明治神宮内苑の緑がございます。渋谷区という行政区域で見ますと、これは代々木公園、明治神宮がございますので、緑被率は非常に高い数字、21.3%という数字になっています。しかし、一方で、公園ということで着目をいたしますと、代々木公園を除く区立の公園だけを取り上げますと、一人当たりの公園面積が約0.8平米ということで、かなり少ない数字となっております。代々木公園を含めたとしても、3.23平米ということで、渋谷区という行政区域で見ますと、公園は少ない状況と捉えられるかと思っております。

そのほか、周辺の主な緑としては、表参道のケヤキ並木などがございます。

また、ちょっと右下に示しているんですが、私ども都立公園のマネジメントプランというのをつくっております。その中で代々木公園の位置付けについては、ここに示しましたとおり、オリパラの開催の準備ですとか民間活力を活用していこうですとか、あと防災、それから生物の多様性、それからスポーツによる健康づくりといった、こういうところにポイントを置いて、公園の整備ですとか運営を進めていこうというふうに位置付けをしているところでございます。

続きまして、計画の対象地ですね、赤く線で囲ってございますが、計画対象地とその周辺を少し拡大させていただいたものになります。赤く囲ったところが約1.2ヘクタールでございます。この赤い部分の北側が岸記念体育会館ということで、約0.4ヘクタール。南側が水道局のポンプ所ということで、約0.8ヘクタールという面積になっております。この計画対象地と代々木公園との間には道路がもちろんございますのと国立代々木競技場があるということで、都立公園とこの計画対象地が直接連続するということはなかなか難しいというところでございます。それから、北側の代々木競技場につきましては、外周部分ですね、特にこういう部分が高くなってございまして、この上に上がりますと、非常に見晴らしはいいというところでございます。

それから、計画地の中の岸記念体育会館、こちらにつきましては、来年度に移転予定ということになってございます。ただ、オリンピックの期間については、ハンドボール会場となります代々木競技場、これらと一体的に大会の運営用地として使用するという予定になってございまして、公園としての整備はオリンピックの後ということになります。

また、水道局のポンプ所につきましては、今後、給水所として改修をしていく計画が今、検討されてございまして、公園としての整備は、その改修後ということになりますので、北側の岸記念体育会館の整備の時期とは少しずれるということが見込まれてございます。

それから、計画地の地形については、西側が高く、こちら側ですね、基本的にこちら側が高くなっておりまして、東側が低くなっているというような地形になっています。後ほど現場をご案内させていただきますが、現在は建築の敷地として使われていることもございまして、平らに造成をされているということで、基本的にこちら側が道路とすりついてはいるんですけども、山手線側、南側ですとか東側については、擁壁とかが設けられて、道路とは段差が生じているというのが今の状況になります。

また、計画地の中の緑や自然ということについては、今、いろんな宅地とか利用がされてございますので、余り目立った特質するような緑は現在ないというところでございます。

それから、代々木公園の最後のスライドになります。検討に当たっての課題・視点でございまして、黄色のほうに書いてございますけれども、一つはやっぱりこの場所にふさわしい緑やオープンスペースのあり方というのを考える必要があるだろうということです。それから、2点目は、新しい視点と書いてございますけれども、昨年5月、この当審議会におきまして、多面的活用の推進について答申をいただいております。東京やこの地域の魅力向上のために、都民また利用者の多様なニーズに対応しながら、公園のストック効果を高めていくと、そういったことが求められているということで、新しい視点を持った公園計画ということで、書かせていただいております。それから、3点目は、既存の代々木公園などとの連続性というところでございます。それから、まちづくり、渋谷駅周辺で今まちづくりが進んでございますけれども、これらとの連携というものが必要になります。また、既存の施設、代々木競技場ですとか、南側にございますポンプ所ですとか、そういったものとの連携というものが必要になってくるというのが課題と考えております。

検討に当たりましては、一つは、都立代々木公園であるのと同時に、都市計画の代々木公園という中の一部分ということで、この場所ならではの緑ですとか、また、使いやすい公園にしていくこと、また、隣接します代々木競技場が帰宅困難者の支援・受け入れ施設

になってございますし、代々木公園そのものを避難場所ということでございますので、そういうものも含めて、防災という観点も必要だと考えております。

また、周辺エリアとの一体性、連続性、補完機能というところにつきましては、やはりその周辺の開発が進んでございます。そうしたところからの利用との連携ですとか、また、さまざまなこのエリアに公園としてどのような機能を入れていくかということに当たりましては、民間活力等の活用ということも検討していきたいと考えております。

それから、3点目の景観形成という点につきましては、先ほど申し上げた山手線ですとか、また、北側の競技場などからの見え方、また、逆に公園から競技場ですとか渋谷のビル街などを背景として、どんな景観をつくっていいのかといったところについて、検討してまいりたいと考えております。

それから最後、検討日、整備スケジュールにつきましては、先ほど申し上げました、北側とちょっと南側と整備の時期がどうしてもずれることとなります。これらについての調整というんですかね、そうしたものを念頭に置きながら、将来の姿というのを考えていきたいと考えております。

資料の説明は以上になります。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。どうぞ、齋藤委員。

○齋藤委員 すみません、ちょっと教えてほしいんですけど、この1.2ヘクタールは今、都市公園なんですか。

○根来計画課長 今は、まだ公園としては開設はしてございません。

○齋藤委員 都市公園の面積には入っていないということですよ。

○根来計画課長 入っておりません。

○齋藤委員 この給水施設に変わったときに、それも都市公園になるんですか。

○根来計画課長 今、給水所は、大きな配水池を設けていくような施設と聞いておられて、上部を公園として活用していくような形で検討してまいりたいと思っております。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○高梨会長 どうぞ、前田委員。

○前田委員 ご説明ありがとうございます。

一つちょっと意見といいますか、ちょっとご検討いただきたい観点なのでございますけ



れども、今回のこの場所ですけれども、確かに代々木公園というところで、公園という形の連続性というのは、確かに大きなポイントではあるかと思っています。そこで、基本的な公園としての属性やフォーマットというのは、踏襲をされるものだと思うのですが、一方で、冒頭でお話があったとおり、渋谷というのは、今、さらに再開発をしていると聞いております。自治体や渋谷区や、あるいはNPO法人、あるいは、渋谷に拠点を持ちますIT系の若い企業等々が協働して渋谷の町を再開発するという新しいコンセプトで動いているという話も聞いております。ですので、どちらかといいますと、渋谷の持っている力とか、そのあたりの連続性というところを少し加味していただくというポイントをちょっと検討のときに持っていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○高梨会長 事務局、どうぞ。

○根来計画課長 ご指摘ありがとうございます。

私どもの視点の中でも書かせていただいていますけれども、その周辺のエリアですね、公園ということではなくて、地域の周りの町との一体性ですとか連続性ということは、当然、考えていかなければいけないことだと認識してございますので、ぜひ、委員の指摘も踏まえて、検討を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。

田の上委員、どうぞ。

○田の上委員 ご説明ありがとうございます。

諮問ということなので、概況だけ伺わせていただければと思っておりますが、今回、新たに整備区域ということで指定されているわけですけれども、私は、ちょっとこれは競技場の開発等で、こういった形で面積が増えるのかなと今まで認識をしていたんですが、ご説明を聞いていると、渋谷区の区立公園などのご説明もありまして、身近な公園は多くないというようなお話もあったんですが、これは緑の創出という観点も含めての開発になっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○高梨会長 事務局、どうぞ。

○根来計画課長 ご質問ありがとうございます。

もともとこの赤い部分については、都市計画の中でこういうふうにしていくべき区域と定められてございまして、私どもが公園として整備していくに当たりましては、やっぱり緑を創出していくということは、当然、置いておいてはいけない部分だと考えておりますので、緑としつつ、かつ、その地域のさまざまなニーズに応えられるような使い方という

のを考えていきたいと思っております。

○田の上委員 もう一点いいですか。

○高梨会長 どうぞ。

○田の上委員 すみません、じゃあ、もう一点。代々木公園に限ったことではないんですけれども、私の地元区の江戸川区でも篠崎公園等、どんどん面積を広げているところなんですけれども、この道路を挟んで、公園ができていくということに対して、使い勝手とか、そういったところの工夫というのはないのか、一般的な話ですけれども、伺わせて下さい。

○高梨会長 事務局、どうぞ。

○根来計画課長 ありがとうございます。

例えば、この代々木公園について申し上げますと、A地区と言っている部分とB地区という部分の間には、実はちょっと図面ではよく見えないんですけども、2本、公園橋と申しますか、人道橋がございまして、そこで自由に人が行き来できるような通行というのを担保してございます。今回の敷地についても、直接、公園と接するというか、都立代々木公園と接するという部分はなかなか難しいんですけども、隣接する国立代々木競技場との間の関係というのは、できること、できないことというのは多分あるかと思うんですけども、なるべく幅広に検討はしていきたいと考えております。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

○田の上委員 はい。

○高梨会長 どうぞ、齋藤委員。

○齋藤委員 この場所、私は原宿から渋谷とか、この間、結構歩くんですけど、やっぱり今、岸記念体育館とかがあるんですけど、その自然地形というか、やっぱり起伏がもともとある場所ですので、せつかくある程度建物がなくなって公園にするのであれば、単に緑地面積というよりは、自然地形を担保したようなうまいデザインをぜひしていただきたいなと思いました。よろしくお願いします。

○高梨会長 これはご意見ということで、伺っておきます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

後ほど現地を見て、また、いろいろご意見、ご質問が出てくるかと思っておりますので、現地をご覧いただいた中で、またいろいろご質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案、都立代々木公園の整備計画につきましては、審議を終了といた

します。

次に、第2号議案、「都立明治公園の整備計画について」、審議を行います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○根来計画課長 恐れ入ります、引き続き、公園緑地部の計画課長、根来からご説明をさせていただきます。

明治公園の整備計画についてということでございます。こちらも、先ほどの代々木公園と同様、今の現場視察に先立ちまして、現状等ご確認をいただくような形でご説明をさせていただきます。

まず、計画の対象区域、復習となります。こちら側の赤い部分ですね、こちらの部分を今回、お諮りをさせていただいてございます。新国立競技場の南側の敷地ということになります。

対象地の周辺の緑の状況でございます。基本的には都市計画、明治公園の一部になるということになります。それぞれ、新宿区、渋谷区ですね、対象地については新宿区になるんですけども、すぐ接して南側、西側が渋谷区ということで、両区の特徴を少し書かせていただいております。新宿区については、緑被率は17.9%、それから渋谷区については、先ほど申し上げた21.3%ということになります。公園としてやはり捉えますと、新宿区についても区立公園、渋谷区ほどではございませんが、1.1平米、こちらについては、私ども都立公園、この明治公園は今、ここの部分はまだカウントしてございませんが、新宿区内には戸山公園が実は都立公園としてございまして、これらを合わせても1.6平米、一人当たりの公園面積でいうと1.6平米という、やはり少ない場所ということになります。

周辺の緑地といたしましては、明治神宮外苑がございまして、そのほかに新宿御苑、それから神宮外苑を挟んで赤坂御用地など、まとまった緑が隣接した地ということになります。ちなみに、先ほどの明治神宮がこちらにございまして、代々木公園の諮問させていただいた位置がこのあたりということになります。

都立公園としての位置付け、やはり同様に都立公園マネジメントプランをつくってございます。この中での位置付けとしては、緑の拠点ですとか魅力を高めていくような公園ということと同時に、避難場所、それから緑のネットワークの拠点のような役割ですね、それから、民間の活力などを使って公園の整備・運用をしていこうというような位置付けを明治公園についてはさせていただいております。

計画地の状況でございます。周辺との関係ということで、渋谷川がちょうど白い線で示している区境に沿ったような形で、もともと渋谷川が流れてございまして、その流路に接した、全体として、地形的に後でご説明しますが、低い場所ということになってまいります。それから、計画地の南側ですとか東側については、それぞれ今、ビルですね、高さが70メートルから80メートルぐらいのビルの建設が進められているというところがございます。それから、北側は新国立競技場ということになりまして、こちら側とはこの部分ですね、デッキと階段で接続がされることとなります。それから、こちら側の先ほどのビルの一つ、日本スポーツ協会と日本オリンピック委員会の新会館については、1階部分にスポーツに関わる博物館が開設される予定ということになっております。それから、対象地の西側はおおむね住宅地ということになります。それから、緑・自然ということでは、先ほど申し上げた渋谷川がもともと流れてございまして、オリンピックの際に暗渠になっております。

それから、対象地そのものは、今まで、そうですね、練兵場ですとか、師団の連隊の兵営というような形で利用されておりました、この計画地そのものには、もともとの植生というのは残っていないというところになります。

それから、周辺は、先ほど申し上げた、今、あるものとしては東京体育館、それから、これから整備される新国立競技場、それから神宮球場など、非常に大きなスポーツ施設が集中をしております、競技・大会等が開かれる際には、たくさんの方がおいでになるという場所になります。また、花火大会ですとかいちょう祭りなど、大規模なイベントなども開催される、そうした場所になってございます。

前回の審議会の際に、ご質問がございました対象地の高さですね、高低差というんですかね、地形について、まとめたものになります。これは、図面が、左側が北になっております。図面、平面図でA、B、C、Dと数字が振ってございまして、これを展開したものが上側の断面図となっています。この図面で申し上げますと、このDの部分、ここが最も高い場所となってございまして、そこから、この図面でいうと下側、方位で申し上げますと西側に向かって、だんだん下がっていく、低くなっていくというような地形になっているというところがございます。

それから、やはり質問がございました、周辺の開発の動向ということでございます。ちょっと図面が小さくて申しわけないんですけども、都市計画、明治公園の区域の中の動きとして二つ。一つは新国立競技場、もう一つは神宮、これは仮称ですけども、神宮外

苑ホテルということで、今、ホテルの建設工事が進められているというところでございます。

この都市計画明治公園の外ですね、周辺の開発の動きということで、6件挙げてございまして、一つは、こちらでございます、対象地の南側というか東南になりますが、日本青年館と日本スポーツ振興センターのビルですね。こちらがもうたしか完成していたかと思いますが、ございます。それから、私どもの計画対象地とまさに接する形で、先ほど申し上げた日本スポーツ協会と日本オリンピック委員会の新会館。それから、南側に外苑ハウスという住宅になるんですけれども、こちらの建てかえも今、進められてございます。このあたりの工事の様子は、本日、ご覧をいただくことができるかと思えます。

そのほかに、私ども明治公園、東京体育館の西側で、津田塾大学のキャンパスの開発ですとか、あと、中央線を挟んだ向こう側ですけど、反対側になりますが、慶応大学の開発、それから、その隣で上智大学の開発などが進められているというところでございます。

それから、もう一つ、この図面の中で青く色をつけさせていただいてございますが、神宮外苑地区のまちづくり指針の検討というのを都市整備局が中心になって進めているところでございます。次に、そのまちづくり指針の素案を掲載させていただいています。この指針につきましては、書かせていただいていますけれども、このエリアですね、先ほどの青い部分の区域のまちづくりの目標ですとか誘導の方針、それから、公園まちづくり制度ですね、都市計画公園の中で少し一部公園の計画を見直すことで、民間による緑の創出を誘導していくというような仕組みになるんですけれども、こうしたものの活用要件とかを示すということを目的として、今、策定をしているものでございます。今年の5月に検討会を設置いたしまして、つい先日、8月の末ですけれども、この素案を公表し、今、パブリックコメントを実施しているというところでございます。

この中で、このエリアの目標としては、にぎわいあふれる緑豊かなスポーツの拠点、神宮外苑地区全体をそうしたスポーツの拠点としていくという上で、このあたりのエリアについて、三つの将来像、スポーツとアクティビティの拠点ですとか、多様な緑と交流の拠点ですとか、魅力的な文化とにぎわいの拠点といったような将来像を掲げているというところでございます。

それから、対象地の変遷ですね、過去、どのような形で使われてきたかというのをちょっとまとめてございます。

江戸時代には、先ほど申し上げましたが、渋谷川がございまして、その流域の田んぼと

というような形で使われていたところがございます。その後、江戸が発展していく、江戸の町が広がっていくという中で、江戸末期には下屋敷というような形で使われていたところがございます。その後、明治に入りまして、一旦は茶畑となった後、この下側になりますけれども、近衛歩兵の第4連隊の兵営という形で使用をされることになりまして、隣接する青山駐屯地というか練兵場は、明治神宮の外苑ということで整備をされるんですけれども、その際も、この対象地については、兵営という形で維持されたというところがございます。戦後、都営の霞ヶ丘住宅ということで、都営住宅になりまして、現在は、前回ご説明をさせていただきましたとおり、新国立競技場の整備に伴って、明治公園に再編整備していくという中で、現在は、北側の新国立競技場の工事ヤードというような形で使われているというところがございます。

最後に、代々木公園と同様でございますけれども、課題と視点というのを掲げさせていただいています。土地柄もございまして、共通したような表現になってございますけれども、同様にこの場所にふさわしい緑やオープンスペースとして、どういうあり方があるのかということを考えていくことが必要だということ。

それから、ここについては先ほど申したように隣接するところが明治神宮外苑という、大変歴史的な背景がある地域であるということがございますので、それらを、やはり私も明治公園の中でも反映させる必要があるだろうということがございます。

それから、新しい視点をもった公園計画というのは、また同じでございまして、多様なニーズに対応していく、ストック効果を高めていくというような、そうした計画にしていかなければいけないということがございます。

それから、4点目はまちづくりとの連携、にぎわいということですが、今ご紹介した外苑地区のまちづくりなども含めてですね、周辺の開発などとの連携というのは求められるということです。

それから、周辺施設の連携ということでは、新国立競技場ですとか、ご紹介した日本スポーツ協会の新会館、下には博物館施設などを設けられるということがございますので、そうしたものと連携というのは必要になってくるということがございます。これらの課題を踏まえた検討に当たっての視点として4点挙げてございまして、この代々木公園と同様でございますけれども、都立の明治公園の一部分、また都市計画明治公園の一部分を構成する場所ということになりますので、そうした一部分として、どのような機能を担っていくのか。ここでは憩いの場ですとか、使いやすいということですか、防災というのを

挙げてございますけれども、そういった整理をしていかなければいけないということがございます。

それから、周辺整理や周辺のエリアとの一体性、連続性、またそれらを補完する機能としてどのような機能を、この部分に導入していくのかといったこと。また、その際には民間活力の活用というの、やはり検討をしていきたいというふうに考えてございます。

また、景観につきましても、この地域の歴史ですね。先ほど申し上げた渋谷川があったという場所ですとか、あとは周辺の施設、特に新国立競技場ですとか、周りのビルなども特徴的なものがつくられますので、それらとの一体となった景観をつくっていききたいというふうに考えております。

それから、最後、検討、それから整備のスケジュールというところでございます。新国立競技場が平成31年に完成をし、隣接するスポーツ協会の新会館、また外苑ハウスなどもオリンピック前に完成をすることになります。今回の私どもの計画対象地については、先ほどの代々木公園と同様ですね、オリンピックの際の大会運営用地として使用されるということになりますので、公園の整備は後を追いかけていくような形になってまいります。そのあたり、この整備計画の中でいろいろ方向性をつけた上で、周辺の施設とも連携を図っていく必要がございます。そうしたところについても、検討に当たっての視点ということで盛り込ませていただいております。

説明は以上となります。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。前田委員、どうぞ。

○前田委員 都民委員の前田でございます。ご説明ありがとうございます。

前回6月の審議会の席上で、この公園のコンセプトということ、ちょっと私のほうからご意見申し上げさせていただいたのですが、今回この話を伺いまして、まちづくりの指針等々でコンセプトめいた要素というのは、少しずつ入ってきているような感触もあります。このあたりを固めて、ある程度形になっていくというのは、どの段階になってくるのでしょうか。ちょっと多分、次のステップになるのかと思っているんですけども。どうなのでしょう。

○高梨会長 事務局、どうぞ。

○根来計画課長 申し訳ございません。先ほど、代々木公園の、今回審議のスケジュール

ということでご説明させていただいたんですけれども、やっぱりこの明治公園についても同様に、次回の審議会、11月、今予定してございますけれども、その際に私ども事務局のほうからですね、事務局の案として、そのコンセプトなども含めた整備計画をお示しさせていただき、委員の皆様のご意見を頂戴したいというふうに考えてございます。

○前田委員 ありがとうございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

○前田委員 はい。すみません、ちょっともう1点ですが、先ほどのご説明の中で歴史的な背景といいますか、推移についてのご説明はいただきまして、その事実関係は把握できました。もともとこの地域は文化施設、あるいはスポーツ施設等々のクラスター化された地域というふうに認識していましたが、クラスター形成になったという歴史的な背景は何かあったんでしょうか。

○高梨会長 どうぞ。

○根来計画課長 恐れ入ります。基本的には、この隣接する明治神宮外苑が整備されたというところが、やはり大きな部分だろうというふうに思っております。明治神宮は、こちら側の内苑と外苑があわせて整備をされたわけなんですけれども、内苑については、本当に神聖な空間と申しますか、緑も濃く、神聖な空間になっているんですけれども、外苑については広く国民に開放して、文化ですとかスポーツですとか、そういった場所として使っていこうということで計画されたところということになってございまして、基本的には、このエリアとしてはそうした、神宮外苑がつけられたエリアで、それを私ども今、東京都としても踏まえながら、新しいスポーツクラスターをつくっていこうということで取り組んでいるところになります。

○前田委員 ありがとうございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

○前田委員 はい。

○高梨会長 田の上委員、どうぞ。

○田の上委員 計画地の周辺の建物なんですけれども、先ほどのご説明ではオリンピック・パラリンピック大会の前に完成するようなことをおっしゃっていたかと思うんですけれども、スポーツ関係の施設はともかく、外苑ハウスというのは共同住宅というか、集合住宅のような認識なんですけれども、そういったところも含めて景観形成のためにスケジュール的にご配慮いただいた、ご協力いただいたということなんでしょうか。



○高梨会長 どうぞ、事務局お願いいたします。

○根来計画課長 すみません、例えば、私ども公園の整備がこういうスケジュールだから、外苑ハウスのスケジュールはこうなっていてというような、そういう特に関係はございません。この外苑ハウスの部分も含めて、私どもの計画地、それからスポーツ協会の新会館の敷地の一部分、それから外苑ハウスの部分含めてですね、土地区画整理事業を実は実施をしてございます。区画整理事業を実施することで、ちょっとこれ図面だとわからないんですけど、計画地に接して区画街路といいますか、区道があるんですけども、そうした街路を拡幅したりですとか、そういった基盤整備を行った上で、外苑ハウスについては建てかえを行ったというところでもございまして、特にその何か、すみません、私どもこれの整備等のかかわりの中で今のスケジュールが決まっているというわけではありません。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

ほかにございますか。じゃあ、斉藤委員。

○斉藤委員 じゃあ、先に。斉藤です、すみません。防災という言葉が方針に挙がったと思うんですけども、具体的にどのように防災対応するのか、その方向性が出ていたら、ちょっと教えていただきたいんですが。

○高梨会長 事務局、どうぞ。

○根来計画課長 これから詰めていくところが大部分であるんですけども、もともと都立明治公園は避難場所ということで指定をされていたところでもございまして、引き続き、今回の私どもが整備する部分についても、その避難場所としての機能は担っていくと考えているところでございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。どうぞ、齋藤委員。

○齋藤委員 今回の計画の諮問の部分なんですけど、その北側にある立体的に整備される公園から接続していくわけですよね。それで、オリンピックのときはここを使う人たちがデッキにあふれるというか、出入りするような場所だと思うんですけど、今の防災も含めてですけど、その延長上に、いわゆるちゃんと地べたのある公園というんですかね、そういう位置付けなので、やっぱり単なる視点というよりは、利用者とかいろんな意味でのオリンピック後の動線との関係性で、十分そこの、いわゆる普通に大地があって、空が見えるという、そういう空間としても、多分やっぱり非常にこの場所は価値が高いんだと思うんですね。なので、そのあたりも課題なり視点の中に、ぜひ入れていただきたいなと思います。

○高梨会長 どうぞ。

○根来計画課長 わかりました。そうですね、ちょっとご指摘を踏まえて整理をさせていただきたいと思います。

○斉藤委員 それで、前回この断面をお願いしますとって、このABCDEFGGって、外周を囲むようにしてぼんと伸ばしてあるんですけど、私的にはですね、南から北への、この地形が下がって行って、特にこの立体的なデッキが公園だといったときに、外苑ハウスは左側というか、遮りますけど、川があったほうの右側ずっとある程度、開けて見えるわけですね。そういう意味でも、ちょっとお話聞いていると、やっぱり土地というか即地的な土地の中だけを考えたようなイメージがすごく強い気がして、景観といった場合、普通の人は、ここから公園の境界の中だとか外だとか、そんなこと一切関係なく見るわけですから、やっぱりその辺の断面的な見えがかりとか、それから今回の開空の事故じゃないけど、デッキの上、防災と言われても、やっぱり不安なわけで、その先にちゃんと地べたのある避難場所があるとかですね、そういう意味も含めて、やっぱりイメージの中で、そこに逃げれば安心だということも含めてですね、非常に重要なオープンスペースなので、そのあたりを少し検討に加えていただきたいと思います。

○高梨会長 事務局、どうぞ。

○根来計画課長 ご指摘ありがとうございます。そうですね、ちょっと今回、高さに関してというか、実はこれ現状はですね、もともと都営住宅の敷地になっていたものですから、先ほど代々木公園のときにもちょっとご説明したんですけれども、基本的には今、造成されて平らになっています。この絵でいうと下側のところ、方位でいうと西側については、実は擁壁があって、道路とは高低差があるというのが今の状況になっています。ただ、これについては公園として整備していく中では、もとの地形に近いものに戻していきたいというようには考えてはいるんですけれども、ただ逆に言うと、もともと宅地として造成されているので、これとしてどのような形の造成を今後していくかということを、その今の先生のご指摘含めてですね、使い勝手ももちろんあるんですけれども、外から見たときにどういうふうに見えるのかですとか、逆に外を見るとき視点場みたいなものを設けるようなことも多分必要になってまいりますので、そういったことも含めて、ちょっと具体的に検討させていただければと思います。

○高梨会長 よろしゅうございますか。ほかにご質問、ご意見ございますですか。下村副会長、どうぞ。

○下村副会長 少し抽象的な表現になって恐縮なんですけど、やっぱりこのエリアの、そう大きくない面積の空地ですし、とはいえ、神宮の外苑のエリアにとっては、かなりまとまった緑地でもあるんですよね。周りの人工的な、新国立競技場は最もそうですけれども、割と大きな構造物が周りを取り囲みますので、何かそれに対抗できるというかですね、緑地としての存在感が出るような、先ほどコンセプトという表現が出てきていましたので、そこいかんだと思うんですよね。景観的なコンセプトもあるし、利用の周辺の住民の方にとっての、あるいはここに来られる人にとっての利用のエリアとしてのコンセプトもあるとは思いますが、何か明確にここが緑地なんですよというのが主張できるような計画にさせていただけるといいなと。やっぱり沈みがちだと思うんですよね。だから、単にボイドな空地になってしまっただけは少しもったいない、外苑のまとまった緑地としてはもったいないとは思いますが、そこをぜひ頑張っていたきたいとは思っています。抽象的な表現で恐縮なんですけど、お願いをしたいと思っています。

○高梨会長 では、ご意見ということで。

ほかにご質問、ご意見ございますか。横地委員、何かございますか。

○横地委員 すみません、先ほどもちょっとお話出たんですけれども、周辺の方々が何を望まれているのかということは調べられたのでしょうか。

○高梨会長 いかがですか。

○根来計画課長 特に何かアンケート調査のようなものを実施しているというわけではないんですけれども、この間、区画整理事業ですとか、いろいろ動きがある中で、地域の方とは何度かお話を伺ったりというような機会はございましたので、そういう中での要望というのは承っております。

○高梨会長 それは、主にどのようなご要望が多いんでございましょうか。

○根来計画課長 やはり地域の方からとってみると、公園があることで、その地域ににぎわいがもたらされるようなことを期待されておまして、具体的に申し上げますと、やっぱり少し何か地域でのいろんなお祭りみたいなのができる場所がほしいということですか、あと特にちょっとおっしゃっていたのは、お子さんが遊べるような場所ということですかね。単に街区公園というか、近所の子供が遊びに来るということではなくて、子供が集まって来るような、そういう場所にできないかというようなご意見はいただいております。

○高梨会長 ありがとうございます。よろしゅうございます。ほかにございますですか。

ないようでしたら。どうぞ、横地委員。

○横地委員 すみません、もう一つ。

これは明治公園に限ったことではないんですけども、都立公園の中でドッグランをつかってほしいという近隣住民の方々の意見が多いという話を聞いたんですね。私の住む地域でも、そういう要望がありまして、前は都立公園には順番にドッグランをつくるという話があったと聞いたこともありました。それで、やっぱりオリンピックも迫ってまいりましたし、国のそういう現状というか、レベルというか、そういうものを図るには動物の扱いを見るといいというような話もありますので、そういう、例えば、犬だけでなくって昆虫ですとか鳥ですとか、そういうものと共生していくような感じのコンセプトのものができるといいのかなという感じはします。

○高梨会長 ありがとうございます。事務局のほうで何かコメントすることがあれば、お願いします。

○根来計画課長 明治公園に限ってということではないと前置きがございましたけれども、都立公園の中ではですね、いろんな取り組みさせていただいております。やっぱり生物の多様性に配慮をした公園の整備というのも取り組ませていただいて、過去もやっておりますし、この間もさらに、その生息環境を維持できるようにということで少し整備をしたりですとか、地域の方々と連携をして、管理をしていくといったような取り組みというのでも順次広げていっているところでございます。今回、いずれにしても代々木公園、それから明治公園についても、今、整備計画お諮りをさせていただいておりますので、ちょっとそうしたご指摘も念頭には置きつつ、検討させていただければと思います。

○高梨会長 よろしゅうございますか。今日は代理でご出席いただいておりますが、野村さん、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○野村公園利用推進官 国土交通省のほうでも、公園の民間活力の導入ということをやっている、全国的に見ると、やっぱりカフェとかレストランとかを設置していきたいというような動きが多いんですけども、今回、東京都の特に都心の明治公園と代々木公園ということで、民間活力の活用も検討されていくということですので、そういう地域の周辺状況により、あって公園をよくするような民間の活力の導入というのができるように、引き続き、検討させていただければと思います。

○高梨会長 ありがとうございます。糸井さん、何かございますですか。

○糸井統括国有財産管理官 財務局ではですね、国有財産につきまして、都市公園として

活用していただいているところも非常に多々ございます。本件のような都心に所在します、まとまった土地でございますので、その地域に密着したといいますか、都民に寄り添った有効活用をしていただきたいと思いますし、先ほどもお話が出ておりましたけれども、魅力ある公園づくりを行っていただければと思っております。

○高梨会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問はございますか。

(なし)

○高梨会長 ないようでしたら、第2号議案の都立明治公園の整備計画についての審議を終了させていただきます。

次に、報告に移ります。事務局のほうから、説明をお願いいたします。

○向後利用促進担当課長 公園緑地部利用促進担当課長の向後と申します。よろしく願いいたします。

では、私から「都立木場公園多面的活用プロジェクト」につきまして、ご報告させていただきます。

平成29年5月に当審議会よりご答申いただきました「都立公園の多面的な活用の推進方策について」に基づきまして、都は都立公園における多面的な活用方策を検討してまいりました。そして、このたび江東区にあります木場公園におきまして、飲食施設を核とし、周辺区域を一体的に活用することで、多様な来園者を引きつける場を創出する事業を進めているところでございます。

去る8月30日に事業者公募について公表したところでございますが、事業のイメージはこちらにありますとおり、300平方メートル以内で飲食店を設置する「収益エリア」、そしてその周辺に事業者が自由な発想でさまざまな取り組みを行う場として、「創意工夫エリア」を設けてございます。あわせて、1,500平方メートルを活用するものでございます。

こちら図面でございますが、事業対象箇所は木場公園の南側のエリアに位置する、ふれあい広場でございます。右下の写真にありますとおり、草地のエリアとなっているところでございます。

次に、簡単な事業スキームでございますが、こちらご覧いただければと思えます。都立公園における民間事業者の導入は、上野恩賜公園、駒沢オリンピック公園に続きまして、3例目となります。これまで事業者公募につきましては、東京都公園協会が行ってまいりました。一方、今回の木場公園につきましては、都が直接公募するものでございます。

また、事業期間でございますが、当初10年間としまして、事業者との協議の上、10年更新して最大20年間事業を実施できるものとしております。

最後に、一番下のスケジュールでございますが、こちらに記載のとおり、今年度中に事業者の選定を行いまして、2020年のオリンピック開会前には飲食店をオープンし、事業を開始していくこととしております。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○高梨会長 ありがとうございます。前回の審議会の折に横地委員のほうから、地域の住民の方々の意見を聞く機会はどうに設けているのかというようなご質問、ご指摘があったんですが、その点について何か取り組んでおられれば、コメントをいただければと思っております。

○向後利用促進担当課長 現在、木場公園は東京都公園協会が指定管理者として現場の管理を行っておりますが、その中で協議会のようなものをもってございまして、そちらで、こちらのプロジェクトにつきまして説明して、地元のご意見を伺ったりしているところでございます。

○高梨会長 ありがとうございます。ただいま報告いただきました説明につきまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いたします。前田委員、どうぞ。

○前田委員 二つほど、ちょっと質問させて下さい。

一点目が公募のところ、今までは公園協会が公募主体だったのが、今回東京都になったというのは何か理由があったのでしょうか。

というのが一点目と、二点目のほうの話は、今回創意工夫エリアとあるんですが、こちらは飲食収益エリアではないので、例えば、具体的にいうと何か一日のイベントをやるとか、そういうようなことをイメージすればよいのでしょうかという二点です。

○高梨会長 事務局、お願いたします。

○向後利用促進担当課長 では、私のほうからご説明いたします。一つ目の、これまで公園協会が公募してきたのに、今回は都がやるのはなぜかという点でございますが、まずこれまで公園協会が2件やってまいりましたが、店舗の設置のみという形でございまして、既に東京都内の都立公園で売店、飲食店等の実施のノウハウをもっております公園協会を中心に公募をさせていただいたところでございます。2件、これまで飲食店を設置することによりまして、ある程度のノウハウがわかってきたこともありまして、今回東京都のほうでみずから公募を実施することになったといった経緯がございます。

また、2点目の創意工夫エリアにつきましてでございますが、委員ご指摘のとおりですね、まさにイベント等を想定しております。また、これは提案があつてからの話になりますので、どういった提案が来るのかというのはまだわからないところでございますが、あとは例えば、ベンチであったり、パラソルを置いてですね、誰でもそこでのんびりできるような空間が作り出す。そういったことも考えられますので、単にイベントだけではなくてですね、この周辺の草地を使った空間づくり、そういったものも想定しているところでございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

○前田委員 ありがとうございます。ちょっとすみません、一点目のところのご説明のところ公園協会のほうでノウハウがたまつたので、今回東京都がというくだりだったかと思うんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○向後利用促進担当課長 2件、これまで事業を実施してきました、どのような形で公募していけば、事業者さんが手を挙げやすいか、そういったところがですね、ノウハウがたまつてきましたので、そういったところを活用して東京都が今回公募するといった形でございます。

○前田委員 では、東京都のほうでノウハウがたまつたので、東京都のほうで今回やるという、そういう整理ということでしょうかね。

○向後利用促進担当課長 そうですね。実際に、その事例が2件出てきたことで、その実例を用いて、今回我々が実際の公募をするといった流れでございます。

○前田委員 公園協会がそのままやるというのは、何か不都合があつたのですか。

○向後利用促進担当課長 事業スキームの話にもつながってまいりますが、これまでの取り組みは、1件目が上野恩賜公園のほうで行っておりますが、こちらは東京都が建物を設置して、公園協会が管理許可を受けて、そこで公募をするといった取り組みになっております。こちらはですね、店舗の収益の一部を公園協会が納付するといったようなスキームでございまして、公園協会さんがですね、まさにこれまで公益として取り組んできた事業をさらに拡充するようなものでございます。

2件目につきましては、今申し上げたように都が設置したわけではなくてですね、駒沢オリンピック公園につきましては、民間事業者さんが実際に飲食店を設置して行うという事業だったんですが、実はこちらでもですね、駒沢オリンピック公園の指定管理者であります、公園協会さんの持ちます防災対策に関するノウハウをうまく活用するということで、

公園協会さんと民間事業者さんが共同事業者となりまして実施する事業であったということでございまして、事業スキームがですね、それぞれ異なっております。それぞれですね、飲食店を設置するというので、その収益をお金で換算するというので、公園協会さんが持っておりますサポーター基金などの仕組みを使っていたためですね、公園協会さんなしではできなかったところでございます。

今回の木場につきましては、そのお金で納入する方式ではなくてですね、こちらの創意工夫エリアでさまざまな取り組みを行っていただくことによって公益還元をする。そういった仕組みですので、先ほども申し上げたサポーター基金などの活用なくてですね、公益還元をしていただくという取り組みですので、そこは大きな違いとなっているところです。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

それぞれで指定管理者の状況なり、あるいは民間事業者の参加形態といいますかね、それが異なるということのようではございますけれども、今回は周辺のエリアといいますか、新たに創意工夫エリアという、相当これ創意工夫したんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういう新たな方式を導入するというので進められているということで理解すればよろしゅうございますか。

○向後利用促進担当課長 はい、そのとおりでございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございますか。田の上委員どうぞ。

○田の上委員 すみません、これからもこういった公園の多面的活用というのが増えていくのかなというふうに思っております。私、5月に大阪の天王寺公園に行ってまいりまして、いろいろ見てきたんですけども、大変すばらしいものがありました。そこは割とですね、一定の大きなエリアが全部ですね、民間の事業者さんが開発して収益も上げているということだったんですが、今回また、もっと限られたエリアの中で収益も出していったら、民間事業者さんがペイできるかとか、そういったところも非常に難しいのかなと、いろいろ課題があるかなと思っております。これからまた先いろんな事業をやっていくに当たって、このエリアの範囲というのをもっと広げていったらとか、そういう広がり部分というのもお考えになってはいかがかなと、一つ思っております。

天王寺公園の場合はですね、何か行政側も今までのコストより支払っていたものが削減できたという結果があって、例えば、警備員さんたちがですね、警備するに当たって、民間の事業者さんが警備をしてくださったことがあって数百万円浮いたとか、そういう話も



あるんですけれども、やっぱり最終的には民間事業者さんも、そしてこちらの都側も両方がWin-Winになるような、そういった事業を目指していただきたいなと思っております。意見でございます。何かコメントがあれば、お願いします。

○高梨会長 何かございますですか。

○向後利用促進担当課長 今、田の上委員から一定規模の開発等によりまして、財政負担の軽減等にもつながるといったご意見いただきましたが、平成29年に都市公園法が改正されまして、一定規模のもの、あと公園のトイレや園路などの施設、こちらの整備を一体となって民間事業者が行う仕組みというものができてまいりましたので、都立公園ですぐにそれが導入できるかという、今、申し上げることはできませんが、やはり開発の規模等によりましてですね、そういった手法も検討しながら、委員のおっしゃるような財政負担の軽減等につながる取り組みもできたらと考えております。

○高梨会長 ありがとうございます。

ちょっと法的なことになりますけど、この創意工夫エリアについて、設置管理許可の対象区域にするのか、それとも、行為の許可といいますか、そういう取り扱いも可能だと思いますけれども、その辺の取り扱いについては何か、方向性が定まっているのでしょうか。

○向後利用促進担当課長 まず収益エリアにつきましてはですね、飲食店を設置するという事で排他独占的に園地を利用しますので、こちらは設置許可で行うようなことで考えてございます。

なお、創意工夫エリアにつきましては、先ほどちょっと説明の中でもちらっと申し上げたんですが、誰でもが利用できるような形ということで、いわゆる排他独占的ではないような形になっております。ですので、基本的には占用許可は必要ないというエリアで考えてございます。ただ、有料のイベントであったりですね、特定の来園者のみを使うようなイベント、そういった場合は誰でも使える状況ではございませんので、そういった場合には占用料をいただくような形で考えております。

○高梨会長 都市公園法・条例上はどういう取り扱いになるかということなんですが、営業料を取るというのは、どういう根拠で徴収を考えているのでしょうか

○向後利用促進担当課長 営業料というのは収益エリアでございませうか。

○高梨会長 創意工夫エリア。

○向後利用促進担当課長 創意工夫エリアは、基本的にはいただかない形になっています。誰でもが使えるエリアと考えています。

○高梨会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。横地委員、どうぞ。

○横地委員 すみません、先ほど協議会を持たれているとお話しされていたんですけども、協議会というのは具体的にどういうもので、どなたが参加しているものなんですか。

○向後利用促進担当課長 すみません、ちょっと今メンバーは持ち合わせてはいないんですが、もともと現地の指定管理者であります公園協会を中心に関係者が集まっている連絡協議会でございます。関係機関が集まる会でございます。

○横地委員 では、関係者であって地元の方々の意見を反映されるようなものではない感じなんですか。

○向後利用促進担当課長 はい、地元の皆様のご意見を伺っているというわけでは。全員に合意形成をとっているというわけではございません。

○横地委員 わかりました。ありがとうございます。

○向後利用促進担当課長 すみません、追加で。

○高梨会長 どうぞ。

○向後利用促進担当課長 今回の事業については地元の江東区さんのほうにご相談等はさせていただいて、協議会につきましてはボランティアの方、それから町会の代表者の方等にご参加いただいて、事業のご説明等を行っております。

○横地委員 わかりました。ありがとうございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。ほかにもございますですか。

(なし)

○高梨会長 ないようですので、報告を終了といたします。

審議事項、報告事項とも、これにて終了させていただきます。事務局へお返しします。よろしく願いいたします。

○園尾管理課長 委員の皆様方、ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

これから、委員の皆様には現地視察にご案内をさせていただきます。なお、現地視察の後、もうこちらの会場には戻ってまいりませんので、お手荷物につきましては全てご持参をお願いいたします。準備が整いましたら第二本庁舎、この建物の2階正面玄関までご移動をお願いいたします。マイクロバスのご乗車の時間はですね、今から15分後、2時50分とさせていただきますので、それまでにご集合をお願いいたします。エレ

ベーター付近に案内職員が控えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

——了——